

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人 からし種の会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人からし種の会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員うち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が、以下に掲げる業務をする場合には、その費用を弁償する。

- (1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会及び入札等の立会
- (4) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

2 前項の業務を行った場合には、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする

る。旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。ただし、必要な場合には当該施設を起点として計算することができる。

区 分		1日あたりの額
日当	県内	3,000円
	県外	3,500円
交通費	新潟市及び近郊者	2,000円
	遠隔者等	実費
宿泊費	県外	実費（限度額12,000円）
	県内	実費（限度額10,000円）

3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改正及び廃止)

第7条 この規程の改正及び廃止は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。